３歳未満児（３号認定）　〈4 月 1 日現在の満年齢〉

	階層区分	定　　義	保育料月額	
			標準時間	短時間
①	第 1 階層	生活保護世帯	0 円	0 円
	第 2 階層	村民税非課税世帯	現状 7,500 円 0 円	現状 5,000 円 0 円
②世帯で多子カウン	第 3 階層	村民税所得割課税額 48,600 円未満	17,500 円	15,000 円
		〃の内、③(ア)(イ)(ウ)に該当する世帯	7,500 円	5,000 円
	第 4 階層	〃所得割課税額 77,101 円未満	30,000 円	26,000 円
		〃の内、③(ア)(イ)(ウ)に該当する世帯	7,500 円	5,000 円
④就学前施設等利用者で多子カウント		〃所得割課税額 97,000 円未満	30,000 円	26,000 円
	第 5 階層	〃所得割課税額 169,000 円未満	42,000 円	38,000 円
	第 6 階層	〃所得割課税額 301,000 円未満	58,000 円	54,000 円
	第 7 階層	〃所得割課税額 397,000 円未満	64,000 円	60,000 円
	第 8 階層	〃所得割課税額 397,000 円以上	67,000 円	63,000 円

① ３歳未満までの児童は住民税非課税世帯を対象に無償化されます。

② 第３階層及び第４階層の内村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯は、世帯で第２子は上に掲げる徴収金基準額表の半額、第３子以降については徴収しません。

③ 第３階層及び第４階層の内の一部と認定された世帯で次に該当する場合は、上に掲げる徴収金基準額表とし、世帯で第２子以降無料とします。

(ア) ひとり親家庭。

(イ) 在宅障害児(者)のいる世帯。

(ウ)生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると村長が認めた世帯。

④ ３歳未満児（３号認定）は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に２人目は上に掲げる徴収金基準額表の半額、３人目以降については徴収しません。

※時間外保育料について

時間外保育の保育料は無償化の対象となりませんので、これまでどおり徴収いたします。